

東大阪市上下水道局電子入札運用基準（物品・役務）

令和 8 年 3 月 2 6 日

東大阪市上下水道局内規第 5 号

この内規は、本市（水道事業会計に係るものに限る。以下同じ。）が発注する物品の購入若しくは修繕若しくは製造の請負、買入れ、借入れ若しくは売払い又は清掃、警備、機械の保守管理その他役務の提供に係る業務委託等（以下「物品購入等」という。）における電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の運用について、必要な事項を定めるものである。

1 趣旨及び適用範囲

(1) 趣旨

この内規は、本市が電子入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、同法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）その他の関係法令及び東大阪市上下水道局水道契約規程（平成 2 3 年東大阪市上下水道局管理規程第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(2) 適用範囲

この内規は、あらかじめ本市が公告又は公表（以下「公告等」という。）する物品購入等のうち、電子入札で行うものとして指定した発注案件に適用する。

2 用語の定義

この内規において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 東大阪市電子入札システム

本市が発注する入札業務を執行するための情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系。以下「システム」という。）をいう。

(2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理を用い供されるものをいう。)の送受信により執行する入札をいう。

(3) 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札をいう。

(4) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値を基に、あらかじめシステムに設定された演算式により、システムがくじ引きを行い、落札業者を決定する仕組みをいう。

(5) 入札情報サービス

本市がインターネット上に提供する入札に関する情報サービスをいう。

(6) ヘルプデスク

システムについて、利用方法や操作方法などの問い合わせに対応するために設置する窓口をいう。

(7) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

(8) 入札参加者

1(2)に規定する案件に対し、入札に参加しようとする者をいう。

3 電子入札による発注案件の取扱い

(1) 電子入札の対象

1(2)に規定する案件は、3(2)に該当する場合を除き、電子入札により行うものとする。

この場合、全ての入札参加者がシステムによって電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

(2) 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止し、あらためて紙入札の手続きを行うものとする。

<やむを得ない事由の例示>

- ・システム上の障害等により、復旧の見込みがない場合。

4 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

- ・入札書の受付は、入札公告（一般競争入札）（指名競争入札においては、指名通知）

において示した日時から開始する。

- ・入札書受付締切予定日時は、開札予定日の前日の 17:00 を標準とする。
- ・その他の期間等日時の設定に当たっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 入札公告日又は指名通知日以降の案件の修正

入札公告日又は指名通知日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合には、当該入札を取止めとし、新規の案件として改めて登録する。その際は、案件名に再登録の旨、記載する。

既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼する。

5 添付書類の取扱い

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札手続において必要な添付書類は、原則として電子ファイルにより提出するものとする。

添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word 2016以降形式(.docx)
2	Microsoft Excel	Excel 2016以降形式(.xlsx)
3	その他のアプリケーション	PDF形式(Acrobat 5.0以降)(.pdf) その他公告等により特別に認めたファイル形式

(2) 圧縮方法の指定

圧縮ファイルを利用する場合における圧縮形式は、ZIP形式に限るものとする。この場合において、パスワード付きの形式及び自己解凍方式は、使用しないものとする。

(3) 持参又は郵送を認める基準

添付書類の容量が次に示す容量を超える場合には、原則として持参又は郵送による提出を求めるものとする。また、案件の特性等により、全ての電子入札による入札参加者

に対して持参又は郵送による提出を求めることができる。

提出書類	添付書類の内容	添付可能な容量
競争参加資格確認申請書	入札参加資格確認申請書（指名競争入札の場合を除く）、事前審査方式による審査書類等	10MB
入札書	内訳書（案件による）	5MB

(4) 持参又は郵送の方法及び提出期限

- ・持参又は郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を持参又は郵送させるものとし、原則として電子入札システムでの提出との分割は認めない。
- ・持参又は郵送の場合における提出期限は、システムによる当該提出書類の提出期限と同一とし、当該提出期限までに到着していなければならないものとする。
- ・郵送による提出を認める場合は、書留その他の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。この場合において、内訳書については、二重封筒とし、外封筒に内訳書在中の旨を朱書きし、内封筒に内訳書を入れ、その表に入札件名及び入札参加者名を表示するよう求めるものとする。入札執行者は、開札まで厳重に保管する。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

発注者は入札参加者から提出された添付書類がウィルスに感染していることが判明した場合、直ちに作業を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

また、発注者は、入札参加者から提出された添付書類に対し無害化処理を行い、「Microsoft Word」や「Microsoft Excel」のマクロ等を除去する。マクロ等を除去することで、正しく表示されない可能性のある添付書類やパスワード付 ZIP ファイルを入札書提出時に添付した場合等で添付書類の内容が確認できないときは、発注者は当該入札参加者のした入札を無効とする。なお、「Microsoft Excel」の関数による計算式は利用可能とする。

6 発注案件内容に対する質疑回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないよう明示し、回答については入札情報サービスの公告情報等において提供するものとする。

なお、質疑内容に入札参加者名を特定できる内容の記載があるときは、回答をしないも

のとする。

7 入札書等の提出及び開札

(1) 入札参加資格の事前審査

申請締切り後に行う入札参加資格の事前審査については、申請者が入力した情報を対象に、システムによる自動審査及び入札参加有資格者名簿等を確認することにより行うものとし、その結果が記載された入札参加確認通知をシステムにより行うものとする。

(2) 開札

開札は、開札予定日時以降にシステムにより速やかに行う。

(3) 落札者決定通知書の送付

入札執行者は、落札者を決定したときは、システムによる全ての入札参加者に対して落札者決定通知書により通知するものとする。

(4) 2回目の入札の受付期間の設定基準

1回目の入札で予定価格に達しなかった場合における2回目の入札の受付時間は入札書受付開始から翌開庁日の17:00までを標準として設定するものとする。

(5) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札者決定通知書発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者にシステム等により状況の情報提供を行うものとする。

(6) 入札書提出後の辞退

システムによる入札書は、その提出後において、撤回又は訂正等はできないものとする。

また、システムにより入札書を提出後、入札参加者の参加資格が喪失したと認められる場合（入札参加停止措置となった場合や会社が倒産した場合など）は、当該入札書は無効とする。

(7) くじになった場合の取扱い

入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、必要に応じて通知を行い、電子くじの実施後、落札者決定通知書を発行するものとする。

(8) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容

と復旧の可否について調査確認を行うものとする。調査確認の結果、原則として複数の入札参加者が次に掲げる障害により入札に参加できず、かつ、復旧が入札書受付締切時間に間に合わないと判断されるときは、入札書受付締切時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他時間延長が妥当であると認められる障害（端末の不具合その他の入札参加者の責による障害を除く。）

変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信又は電話等により連絡するものとする。変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信又は電話等により連絡するものとする。

(9) 発注者側の障害による開札時間等の変更

発注者側に障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には入札書受付締切時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信し、又は電話等により連絡するものとし、変更通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信又は電話等により連絡するものとする。

(10) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封せずシステムに結果登録するものとする。

(11) 入札書未送信者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書または辞退届がシステムに入力されたことが確認できない入札参加者については、東大阪市上下水道局入札参加停止要綱取扱要領（令

和元年東大阪市上下水道局内規第共16号)に基づき入札参加停止等の対象となる。

8 利用者登録及びID・パスワードの取扱い

(1) 利用者登録

- ・物品・役務において、電子入札に参加しようとする者は、ID・パスワードの交付を受けなければならない。
- ・入札参加者は、利用者登録した代表窓口情報に変更が生じた場合は、電子申請システムから変更内容の修正を行うものとする。
- ・入札参加者は、入札参加資格の登録事項に変更が生じた場合は、電子申請システムでの入札参加資格審査申請変更届の提出と併せて、システムにおいても変更内容の登録を行うものとする。

(2) ID・パスワードの管理

- ・ID・パスワードの交付を受けた者は、その使用に係るID及びパスワードの漏洩その他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。
- ・ID・パスワードの交付を受けた者は、その使用に係るID及びパスワードの漏洩等によりID・パスワードが不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちにパスワードの変更その他適切な措置を講じなければならない。

(3) ID・パスワード等の取扱い

- ・入札参加者がID・パスワード等を不正に使用した場合は、当該入札参加者の行った入札は無効とする。
- ・入札参加者がID・パスワード等を不正に使用したことが落札後に判明した場合は、契約締結しないことができ、契約締結後に判明した場合は、契約を解除することができる。

9 運用時間

電子入札システム及び入札情報サービス（PPI）、ヘルプデスクの運用時間は、次の通りとする。

サービス	運用時間
システム	9：00～20：00 ※

入札情報サービス（P P I）	24時間365日（バックアップ等メンテナンス時間を除く）
ヘルプデスク	9：00～17：00（12：00～13：00を除く） ※

※市の休日を除く

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。